

## 第99回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：平成29年7月21日(金) 午後2時から午後3時まで

開催場所：大阪府咲洲庁舎18階会議室

案 件	審議結果等
(仮称)近商ストア東花園店【新設】	<p>大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。</p> <p>夜間に発生する騒音については、周辺環境への影響が懸念されるので、設置者が「騒音対策」で提示した対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。</p>
フレスポ泉大津【変更】	<p>大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。</p>
山陽マルナカ泉大津店【変更】	<p>大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。</p>
デイリーカーナートイズミヤ玉手店【変更】	<p>大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。</p>